

2026年4月24日

各区（町内会）長 様

豊岡市長 門 間 雄 司

豊岡市自主防災組織等資機材整備事業補助金制度の活用について
（ご案内）

1 内容

地域防災計画に掲げる「地域の力を蓄える」という観点から、共助としての役割を担っていただく自主防災組織等の育成及び強化を図るため、防災資機材の整備に対して補助金を交付しています。

当該補助制度の活用をご案内するとともに、地域の防災力を高めていただきますようお願いいたします。

詳細は、別表及びホームページ（申請書類）をご覧ください。

URL <https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/1019917/1007374.html>

〔二次元バーコード〕



2 提出期限

- (1) 申請受付は、5月1日（金）開始とします。
- (2) 必ず事前に補助金等交付申請書を提出し、交付決定通知を受けた日以降に防災用資機材を購入してください。
- (3) 予算の範囲内となりますので、予算の総額を超える当該申請書の提出がなされたときが期限となります。

3 その他

- (1) 申請時に自主防災組織の規約が必要です。なお、規約が未整備の場合は、ホームページの自主防災会規約作成例をご覧ください。

<https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/1019917/1000622.html>

〔二次元バーコード〕



- (2) 購入後は、防災資機材を使用した防災訓練の実施と実績報告書の提出が必須となります。
- (3) 申請書の様式は、各振興局地域振興課でも受け取りが可能です。

【提出先・問合せ】

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

危機管理部 危機管理課 担当 阿部、坂本

TEL： 23-1111 FAX： 24-5932

E-mail： bousai@city.toyooka.lg.jp

別表

豊岡市危機管理部が所管する補助金等交付要綱（抜粋）

別表（第2条関係）

その2

1 補助金の名称	豊岡市自主防災組織等資機材整備事業補助金														
2 交付の目的	地域防災計画における減災の視点から、共助の主役を担うことが期待される自主防災組織及び地域コミュニティ組織に対し、その活動に必要な資機材の整備支援を行うことにより、防災意識の向上及び災害対応能力の向上に資することを目的とする。														
3 内容及び対象経費	<p>防災用資機材を整備し、その資機材を使用した防災訓練を実施したものに補助金を交付する。</p> <p>(1) 補助対象防災用資機材</p> <p>次の表の資機材の購入費の合計金額100,000円以上に対して、その購入費の一部を補助する。なお、資機材の購入は新品に限る。</p> <table border="1" data-bbox="520 1016 1385 1906"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 1016 743 1068">分類</th> <th data-bbox="743 1016 1385 1068">資機材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 1068 743 1279">初期消火用</td> <td data-bbox="743 1068 1385 1279">小型動力ポンプ*、吸水管、ヘルメット及び消火栓備品（ホース、筒先、二又分岐金具、ハンドルキー、スタンドパイプ及び消火栓箱）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1279 743 1435">救出活動用</td> <td data-bbox="743 1279 1385 1435">ボート、ライフジャケット、救助用機材（スコップ、バール、ジャッキ及びチェーンソー）、発電機及び投光機（スタンドを含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1435 743 1487">水防活動用</td> <td data-bbox="743 1435 1385 1487">排水用ポンプ*及び一輪車</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1487 743 1592">救護用</td> <td data-bbox="743 1487 1385 1592">A E D（自動体外式除細動器）、担架、車椅子及び簡易ベッド</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1592 743 1697">避難用</td> <td data-bbox="743 1592 1385 1697">ハンドマイク、無線機（トランシーバー）、リヤカー及びモーターサイレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1697 743 1906">備蓄用</td> <td data-bbox="743 1697 1385 1906">備蓄用毛布、簡易トイレ、自動ラップ式トイレ、自動ラップ式トイレ専用消耗品フィルムロール及び専用凝固剤、大鍋、大釜等これに類する調理道具</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 小型動力ポンプ及び排水用ポンプは、いずれも購入費1,000,000円以上のものを対象とする。</p>	分類	資機材	初期消火用	小型動力ポンプ*、吸水管、ヘルメット及び消火栓備品（ホース、筒先、二又分岐金具、ハンドルキー、スタンドパイプ及び消火栓箱）	救出活動用	ボート、ライフジャケット、救助用機材（スコップ、バール、ジャッキ及びチェーンソー）、発電機及び投光機（スタンドを含む。）	水防活動用	排水用ポンプ*及び一輪車	救護用	A E D（自動体外式除細動器）、担架、車椅子及び簡易ベッド	避難用	ハンドマイク、無線機（トランシーバー）、リヤカー及びモーターサイレン	備蓄用	備蓄用毛布、簡易トイレ、自動ラップ式トイレ、自動ラップ式トイレ専用消耗品フィルムロール及び専用凝固剤、大鍋、大釜等これに類する調理道具
分類	資機材														
初期消火用	小型動力ポンプ*、吸水管、ヘルメット及び消火栓備品（ホース、筒先、二又分岐金具、ハンドルキー、スタンドパイプ及び消火栓箱）														
救出活動用	ボート、ライフジャケット、救助用機材（スコップ、バール、ジャッキ及びチェーンソー）、発電機及び投光機（スタンドを含む。）														
水防活動用	排水用ポンプ*及び一輪車														
救護用	A E D（自動体外式除細動器）、担架、車椅子及び簡易ベッド														
避難用	ハンドマイク、無線機（トランシーバー）、リヤカー及びモーターサイレン														
備蓄用	備蓄用毛布、簡易トイレ、自動ラップ式トイレ、自動ラップ式トイレ専用消耗品フィルムロール及び専用凝固剤、大鍋、大釜等これに類する調理道具														

	(2) 防災訓練 資機材の購入後は、災害に備え、安全かつ適切に資機材を使用できるように防災訓練を実施しなければならない。
4 対象者	地域コミュニティ組織及び区（町内会）自主防災組織
5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で補助対象事業に要する経費の1/2以内 [下限50,000円、上限200,000円（小型動力ポンプ及び排水用ポンプの購入を含む場合は上限500,000円）]
6 交付申請に添付する書類	見積書の写し、自主防災組織の規約及び自主防災組織訓練計画書
7 交付申請の期限	小型動力ポンプ又は排水用ポンプの購入する場合にあつては6月30日までとし、それ以外の場合は8月31日までとする。なお、予算の範囲内を超えた時をもって交付申請の期限とする。
8 申請書への記載を省略する事項	なし
9 変更承認を要しない軽微な経費の配分の変更	補助対象事業費の30%を超えない増減
10 変更承認を要しない軽微な内容の変更	なし
11 実績報告書に添付する書類	(1) 資機材購入に係る領収書（写し） (2) 防災資機材台帳（写し） (3) 防災訓練実施報告書 (4) 資機材を使用した防災訓練の記録写真
12 概算払	不可
13 規則の適用除外	なし
14 その他	(1) 本補助金の活用は、同一年度内で一団体につき1回とする。 (2) 補助金の交付を受けた者は、小型動力ポンプ又は排水用ポンプに関し、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けることなく、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供する等の処分をしてはならない。